

第5章

文化財の保存又は活用に関する事項

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 栃木市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

栃木市には、国指定文化財が6件、重伝建地区が1箇所、県指定文化財が41件、市指定文化財が198件、国の登録有形文化財が54件、計300件の文化財があり、市内各地に広く点在している。

これらの国県市の指定等文化財については、文化財保護法、栃木県文化財保護条例、栃木市文化財保護条例のほか、関連法令に基づいて保存管理を実施し、必要に応じ所有者等に対して保存管理に向けた助言等を行ってきており、引き続き適切な保存管理を実施するとともに、所有者等との連携の下、計画的に保護のための措置を講ずる。

また、未指定の文化財も数多く存在することから、大学等の研究機関や民間団体とも連携し、文化財の調査・研究を継続して実施し、価値が認められたものについては市指定や国の登録制度の活用を検討することで適切な保護を行う。

有形文化財（建造物）・史跡の保護に当たっては、以下のとおり行うものとする。

国指定文化財については、保存活用計画を策定し、計画に基づき適切に維持管理するとともに、保存整備・活用を推進する。国の登録有形文化財については、適切な保存管理や活用が図られるよう、物件ごとに所有者及び管理者と協議し、保存活用計画の策定を推進する。また、県市の指定文化財及び未指定文化財については、所有者及び管理者に対し、適切な維持管理、保存・活用が図られるよう協議を行うとともに、指導・助言又は支援を行う。

無形の民俗文化財の保護に当たっては、その活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。

さらに、未指定も含めた文化財の総合的な把握と保護や活用の方針について定めるため、別途「栃木市歴史文化基本構想」や「文化財保存活用地域計画」の策定を進める。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

有形文化財の建造物は、経年劣化^{けいねんれっか}や風雨等の外的要因によるき損や、滅失^{めっしつ}を招く恐れがあり、日頃の維持管理を主とした予防対策と被害を受けた後の適切な修理が必要である。

指定等文化財の修理や整備については、所有者等による維持管理や日常的な点検により損傷の早期発見に努めるとともに、所有者等の意識向上のため適切な助言を実施する。

また、これら指定等文化財の修理や整備にあたり、文化財の価値を損なうことなく修理を行う必要があることから、過去の修理履歴や調査記録を整理及び調査した上で、現状や修理箇所の詳細な調査を実施し、修理の方法及び内容を検討するとともに、関係機関と調整し、各分野の専門家^{げんみつせい}の指導により修理の方法及び内容の厳密性、客観性を高めて保護のための措置を講ずる。なお、調査情報は蓄積し、今後の維持管理や保存のための助言に活用する。

さらに、所有者等の財政的負担の軽減のため、指定等文化財の修理には各種補助制度を積極的に活用する。未指定の文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理については、所有者等と協議しながら、保存のための対策を講ずる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

栃木市の文化財の保存・活用を行うための施設は、合併以前から各地域（岩舟^{いわふね}地域を除く）に整備されており、下野国^{しもつけこく}庁^{ちやう}跡資料館・星野遺跡地層たんけん館・郷土参考館・蔵^{くら}の資料館「古久磯^{こくいそ}提灯店^{ていとうてん}見世蔵^{みせくら}」（栃木地域）、おおひら歴史民俗資料館・おおひら郷土資料館「白石^{しらいし}家戸^{けこ}長屋敷^{ちやうやしき}」（大平地域）、藤岡歴史民俗資料館（藤岡^{ふじおか}地域）、都賀歴史民俗資料館（都賀^{つが}地域）、西方^{にししかた}民俗資料室（西方地域）があり、地域文化や文化財・先人・偉人^{いじん}の功績^{こうせき}についての展示施設として利用されている。

今後も、これらの施設において文化財の保存・活用を行うものとするが、各施設とも、老朽化に伴う機能の低下や施設の狭小^{きやうしょう}の問題等の課題があり、郷土資料や民俗関係資料、考古資料を収蔵している施設も各施設に点在し、加えて観光施設や学校、体育館等の小規模な施設にも資料が分散して収蔵されていることから、施設の集約化や資料館、展示施設の見直しを行い、将来的には資料を一元管理し、一定の保存管理ができる施設の整備を目指す。

さらに、より多くの人々に興味・関心を持ってもらうため、文化財の情報を広く発信し、文化財の説明板や誘導サイン、位置サイン等の公共サインの設置を推進する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は周辺環境も含め価値を持つものであり、文化財の保存だけではなく、周辺環境の保全も視野に入れる必要があることから、都市計画法や景観法、栃木市の関係条例等による制度・規制を積極的に活用することにより、引き続き良好な景観の保全に努める。

また、文化財の説明板や誘導サイン、位置サイン等の新設・再整備の際は文化財やその周辺環境と調和したものを設置し、周辺環境の保全を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

地震、落雷、水害、火災等による自然災害を原因とする有形文化財の損壊や滅失の危険性を低下させるため、所有者や管理者による防災対策の注意喚起^{かんき}を促すとともに、被災した場合には迅速^{じんそく}な対応が可能となるよう、文化財の啓発活動や文化財防火デーを活用し、地域住民が参加した防火訓練や消火体制等の日常的な備えの取組みを促す。

また、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討するとともに、現状の文化財の記録を行い、整理保管し、被災した場合^{ふくげん}の復元に資する資料の整備に努める。

さらに、各専門家や研究機関、修理業者と連携し、被災履歴の記録や被災文化財の復旧作業を行えるよう体制を準備する。

なお、文化財については盗難や放火等の防犯についても注意が必要なことから、所有者等へ防犯設備の設置についても促していくものとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

文化財の保存及び活用の普及・啓発については、チラシやパンフレットの作成、配布等をはじめ、文化財の情報提供や展示・公開を行っている。

しかし、地域住民の間では、文化財の歴史的価値を誤解したり、保存より活用を優先する考えが生じているため、保存あつての活用という認識を広める。

また、学問的研究に基づいた根拠ある歴史的価値を理解し、地域住民が自ら調べる姿勢と本物志向を促す必要があることから、文化財の歴史的価値と保存の重要性について市民や事業者にも広く知ってもらうため、説明板等の設置やパンフレットなどの作成・配布とともに、学校や公民館での講座やイベントを開催し普及・啓発を図る。

さらに、遠隔地からも文化財情報にアクセスできるようデジタル技術を活用して情報を発信するような体制の導入について検討する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

平成27年(2015)3月に遺跡分布地図を刷新したことから、遺跡分布地図が整備されていなかった地域も、統一した基準により文化財保護法に基づく保護が行えるようになった。

今後は、周知の埋蔵文化財包蔵地^{ほうざうち}において土木工事等を行おうとする際の届出や、これまで知られていない遺跡が発見された場合の届出等については、その義務を徹底するとともに、栃木県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

さらに、研究や文献、過去の調査の成果、現地の状態等により重要度を判断し、重要と考えられる包蔵地においては地下の保存を優先するとともに、破壊が回避できない場合には十分な記録保存を行う。また、重要度の高い発掘調査については、栃木県教育委員会や関係機関等と連携のもと確認を行い、客観性を担保する。

出土遺物等^{しゅつど いぶつ}についても適切な保存管理ができる場所の確保に努める。

(8) 文化財の保存・活用に向けた市の体制と今後の方針

栃木市では、文化財保護については教育委員会の「文化課」が所管しており、学芸員2名(考古、保存科学)、事務職員2名を配置している。一方で、伝建地区における修理事業のほか、歴史まちづくり施策の検討については、市長部局の「蔵の街課」が所管しており、景観計画を所管する「都市計画課」と相互に連携しながら文化財の保存活用と歴史まちづくりを推進している。

文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議を行う機関として、栃木市文化財保護条例に基づき「栃木市文化財保護審議会」を設置しており、専門分野として建造物が1名、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料が4名、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財が2名、遺跡、動物・植物・地質鉱物が3名である。また、栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき「栃木市伝統的建造物群保存審議会」を設置しており、適切な文化財の保存・活用を進めている。このほか、栃木市景観条例に基づき「栃木市景観

審議会」を設置している。

今後は、文化財の保存・活用の視点に立ち、観光部局との連携強化体制の充実を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

栃木市の文化財を保存・活用していくためには、栃木市の行政機関だけで取組むのは困難であるため、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携をとることが重要である。

栃木市においては、文化財の保存団体や民俗芸能等の保存団体が多く存在する。

これまで、市内各地の様々な文化財について、市において調査研究を進めてきたが、これらの文化財の保存と活用は、必ずしも組織的に行われてきたとは言えないことから、地域の様々な文化財の、その周辺環境を含めた総合的な保存・活用を視野に入れた調査研究を行うとともに、保存・活用するための団体等の育成を進める。

また、市内各地で民俗芸能等の保存団体が精力的な活動を行っているが、多くの団体が後継者、指導者の不足など、運営面で様々な課題を抱えていることから、今後は、こうした各団体が抱える課題を共有化するとともに、継承される技術や道具等について情報交換を行うため、民俗芸能等の保存団体間の連携強化を図る。

表 栃木市の文化財の保存・活動等に関わり市が活動を支援している団体の一覧
(保存会は指定民俗文化財の団体)

	機関・団体名	主な活動 エリア	活動内容
1	下野国庁跡・地区文化財整備委員会	栃木地域	下野国庁跡の維持管理、保存
2	文化財 ^{だし} 山車保存会	栃木地域	山車の維持管理、保存
3	^{おおみや} 大宮神社獅子舞 ^{ししまい} 保存会	栃木地域	大宮神社の獅子舞の保存、継承
4	^{とみだぶし} 富田節保存会	大平地域	富田節の保存、継承
5	^{よこぼりかぐら} 横堀神楽保存会	大平地域	横堀 ^{だいたい} の太々神楽の保存、継承
6	^{あらいかん} 新 ^{だばやし} 神田囃子保存会	大平地域	新の神田五段囃子の保存、継承
7	都賀町郷土芸能推進委員会	都賀地域	無形の民俗文化財の保存、継承の連合団体
8	^{こてんぐ} 小天狗 ^{りゅうじょうじゅつ} 流杖術保存会	都賀地域	木の杖術の保存、継承
9	^{かんぱくりゅう} 関白流獅子舞保存会	都賀地域	関白流獅子舞の保存、継承
10	^{ますづか} 升塚文 ^ふ 挾 ^{ばさみ} 小 ^こ 流獅子舞保存会	都賀地域	升塚文挾小流獅子舞の保存、継承
11	^{かみしんでん} 上新田文 ^ふ 挾 ^{ばさみ} 流獅子舞保存会	都賀地域	上新田文挾流獅子舞の保存、継承
12	^よ 依田 ^だ 流 ^{りゅう} 鷺 ^{わし} 宮 ^{のみや} 太々神楽保存会	都賀地域	依田流鷺宮太々神楽の保存、継承
13	西方町文化財愛護ボランティア	西方地域	西方城址の管理、登山道整備、旧西方町域の資料収集、整理、保存
14	^{おおさわ} 大沢田 ^だ 太々神楽保存会	西方地域	大沢田太々神楽の保存、継承

2 重点区域に関する事項

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が1件（村檜神社区域^{むらひ}）、重伝建地区が1箇所（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域^{きゆうにっこうれい}）、県指定文化財が5件（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域^{へいしかいどう うずまがわ}）、市指定文化財が20件（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域19、村檜神社区域1）、国の登録有形文化財52件（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域）が所在し、特に登録有形文化財は、重点区域（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域）内に集中している。これらについては、これまでに文化財保護法や栃木県文化財保護条例、栃木市文化財保護条例、栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。今後も引き続き、各指定等文化財の特徴や特性に応じた計画的な保護を図り、必要に応じて保存活用計画の策定を促進する。

旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域では、景観や町並みを維持する上で重要な建造物を、以前より歴史的建造物として指定し保全してきたが、これらは多数が未指定の文化財であることから、修理が必要なものや活用に供することができるものは、市指定文化財への指定を含めた調査を行い、保存対策を検討する。また、個人所蔵の収藏品や文書資料は、収集や保管について法令による義務付けがないため破棄されることが多く、建造物やその来歴^{らいれき}を語る上で重要な資料の保存に関して考慮されていないことから、保存・保管について大学と連携しての体制や設備の確立を検討する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内には、伝建地区内の伝統的建造物及び指定等の文化財建造物のほか、重要文化財村檜神社本殿や市内の歴史的風致を構成する未指定の文化財建造物など、修理が必要な有形文化財が多く存在している。これらの文化財は経年劣化により屋根や土台周辺部材の劣化が進んでおり、雨漏りによる部材の腐朽^{ふきゆう}や蟻害^{ぎがい}の被害を受けて歪みや傾きを引き起こし、倒壊等による滅失の恐れにつながることから、早急かつ計画的に修理事業を実施する必要がある。

事業の実施にあたっては、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づいた修理を行うとともに、文化財保護法や栃木県文化財保護条例、栃木市文化財保護条例、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づいて修理を適切に行う。

未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用について支援する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設としては、旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域では考古や歴史、民俗資料等を収蔵・展示している郷土参考館や蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵^{こくいそちょうちんでん みせぐら}」があり、そのほか多くの文化財建造物が一般公開されているもの

の、村檜神社区域には情報発信を行う施設はない。また、文化財としての価値を説明する説明板の老朽化または未設置、誘導サイン、位置サインの未整備など、ガイダンス機能が不十分な状況にある。

そのため、重点区域内の文化財の情報を発信する施設の整備、各説明板等の設置・整備及び多言語化を図り、来訪者が安心して文化財にアクセスでき、その価値を十分理解できるような環境を整える。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の指定等文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する周辺地域については、文化財を核としてその周辺環境を一体的に保存するために、都市計画法や景観法等の関連法令等と連携することで一体的な保全を図る。

旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域においては、平成2年(1990)に「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定して、一部において「歴史的町並み景観形成地区」に指定し歴史的町並みの保全を進めてきており、引き続き周辺環境と調和したまちづくりを推進する。

また、文化財の周辺環境と調和のとれた景観整備として、無電柱化、歩道の整備、道路舗装の美装化^{びそうか}、周辺環境と調和する街路灯の整備を行い、良好な景観形成を図る。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

火災予防については、防火訓練を毎年1月26日の文化財防火デーにあわせ、重伝建地区である嘉右衛門町伝建地区で、消防本部職員、地元消防団員、地域住民、市などが協力して実施しており、今後も継続して行うとともに、重要文化財である村檜神社本殿等における実施も検討し、協議していく。

歴史的建造物は主に木造の建築物で構成されているため、火災や、近年頻発している地震や台風、豪雨等の自然災害に脆弱^{ぜいじやく}なものも多い。そのため、防災施設の整備等を行うとともに、所有者等と協議を行い、個々の歴史的建造物に対して耐震診断を実施し、補強修復計画の立案や耐震補強の実施を検討する。

また、旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域においては、嘉右衛門町伝建地区防災計画の推進等により、火災をはじめとした地震や台風等の災害から住民や建築物等を守るための総合的な防災対策に取り組むとともに、市街地の防災計画を策定することで、災害抑制、地域住民による初期消火、効率的に防災活動に取り組める設備導入を検討し、それらの設備に対しては修景整備^{しゅうけい}を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持及び向上させる上でも重要であることから、様々なマスメディアの活用やイベントの実施等により、市内外に対して積極的に文化財についての情報発信を図るとともに、パンフレ

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

ットの作成や配布など、観光振興も視野に入れた情報発信を強化する。また、民俗芸能の継承と人材育成に向けて、学校が一つの核となり子どもの時から民俗芸能に親しむ体験の機会を増やすなど、地域と学校が連携しながら、学校教育の中で文化財とふれあい、学ぶ機会の充実を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

村檜神社区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しており、栃木市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事等の際の届出や、届出後の取扱いの^{じゅんしゅ}遵守、それ以外の場所において歴史を理解する上で重要な遺跡が発見される場合も想定されるため、発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより、保護を図る。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、伝統行事や祭礼の保存継承を行っている「とちぎの山車まつり伝承会」や「文化財山車保存会」、「村檜神社神楽保存会」等がある。また、来訪者に地域の歴史を伝える団体としては、「栃木市観光ボランティア協会」等がある。その他にも、各地域の自治会や氏子等が存在しており、それぞれが活発な活動を行っている。

歴史的風致の維持及び向上や文化財の保護を推進する上では、地域住民やこれらの団体等と連携することが重要である。様々な機会をとらえ、その活動に対して助成や支援を行っていく。

